

災害廃棄物の処理処分への民間企業活用に求められる視点

国立研究開発法人国立環境研究所 ○高田光康
一般財団法人日本環境衛生センター 立尾浩一

1. はじめに

近年、頻発する自然災害によって発生する災害廃棄物の処理を迅速に行うため、被災自治体が民間企業の処理能力を頼る事例も多い。

災害廃棄物は廃棄物処理法上、一般廃棄物と位置づけられており、その処理責任は自治体にあることから、民間の処理能力を利用する際には一定の手続きと条件を踏まえることが必要である。

本稿では、災害廃棄物の処理処分への民間の処理能力活用の事例等をもとに、その制約、必要とされる配慮、留意事項等について述べる。

2. 処理能力を超える廃棄物への対応方法

自然災害により発生した災害廃棄物は、被災の程度によっては平常時に自治体で行っている一般廃棄物の処理システムではその処理が困難な事態が生ずる。まず、被災した家財等の「片付けごみ」が一時的に大量に発生することによる収集運搬能力の不足、次には災害廃棄物の絶対量が自治体の保有する施設の処理能力を超えるという事態につながっていく。さらに、このような量的問題のほかに、災害時には平常時には自治体に取り扱っていない有害・危険物等の処理困難物の排出があることや、建物の解体により排出される廃棄物は建設系の産業廃棄物として処理されているものと同様の性状で、通常の一般廃棄物処理施設での処理に適さないなどの「質的ミスマッチ」も生じる。

これら自治体の平常時の処理能力を超える廃棄物を迅速かつ安全に処理するための手段としては、

- ① 仮設処理施設の設置：自治体自らが仮設処理施設を設置して処理を行う
- ② 広域処理：都道府県等の調整により近隣自治体等の処理施設の余力を活用し処理を行う
- ③ 民間活用：民間処理業者へ処理を委託する

といった三つの選択肢が考えられ、このうちから複数の手段を組み合わせる場合もある。

上記3手法の特徴等について表1に示す。

表1:処理能力オーバーフロー分の災害廃棄物処理戦略

方法	事例	利点	制約条件等
仮設処理施設	・焼却炉設置は阪神淡路、東日本大震災の2例 ・破碎・選別は広島土砂災害、熊本地震など	・自区内処理の達成	・施設の設計、発注、生活環境アセス等に技術力と期間が必要 ・用地の選定・確保が必要
広域処理	・阪神淡路、東日本、熊本、九州北部豪雨、西日本豪雨(岡山)など	・施設の被災による生活ごみ等の処理には好適	・協力先の受入条件に適合する必要性 ・自治体間協議・通知が必要
民間活用	・紀伊半島豪雨、関東東北豪雨、熊本地震など	・リサイクル率向上の期待 ・災害廃棄物の取扱に熟練した業者は迅速性が高い	後述

3. 民間活用の場合の留意事項

(1) 法令適合性

市町村が災害廃棄物処理の一部または全部を委託により行う場合、受託者に一般廃棄物の処理基準を遵守させる必要がある。また、処理を行う施設は、一般廃棄物処理施設としての基準に適合していることが求められる。この際、市町村が平常時から一般廃棄物処理を委託している事業者、一般廃棄物処理業の許可を与えている事業者に委託する場合はその確認が容易であるが、そうでない場合には慎重な業者選定が求められる。

また近年の法令改正により、平常時には一律に禁止されている一般廃棄物の収集、運搬、処理に関する再委託が、非常災害時には一定条件下で認められていること、産業廃棄物処理施設において同一性状の災害廃棄物を処理する場合には事後届で可能であること等、民間の処理能力を活用しやすくする制度の整備も行われている。

(2) 選定手続き

災害発生直後は行政も混乱状態にあり、情報の収集整理も困難な状況におかれる。そうした状況下で緊急に災害廃棄物に関する対応を民間事業者へ依頼する場合、緊急随契等の手法が取られる場合が多い。このような場合、事前に災害発生時の協力協定を締結しておくことは業者選定手続きの混乱を回避するのに有効である。また、災害発生後一定期間を経過した後は、緊急随契から適正な競争手続きによる契約に切り替えることが必要となる。

(3) 価格の妥当性

委託処理を行う場合、当然ながら適正価格であることが求められる。(2)で述べた緊急随契を結ぶ場合であっても、原則三者見積による業者選定の過程が求められる。また、内容によってはこれまで発注経験のない業務も含まれることから、過去の災害において同様の処理が行われた際の価格等の情報を入手して参考にすることも考えられる。また、災害発生時の協力協定を締結する際に価格に関する取り決めを行っている事例もある。

(4) 処理能力と技術的信頼性

災害廃棄物処理に民間の処理能力を活用する場合、上述のように法令に適合する形で適正な手続きのもと適正な価格で相手先を選定するこ



写真：混合廃棄物の民間処理委託先(県外)への搬出の様子
(H27 関東東北豪雨 茨城県常総市)

とが必要であるが、最も重要なことは委託先において安全・確実な処理が行われることである。特に処理に手間のかかる混合廃棄物については、適用技術や処理レベルに気を配る必要がある。また、災害廃棄物を可能な限りリサイクルする観点での処理先の選定も求められ、委託先が自治体の処理スキームを理解し、受け取った廃棄物の処理フローを描く能力を有しているか確認することが必要である。災害廃棄物の処理処分の民間委託先(金属等単一品目の専門者を除く)とその特色は、概ね表2のように類型化される。自治体は災害の状況や地域の事情を勘案しつつ、委託先を選択する必要がある。

表 2：災害廃棄物処理の民間委託先と特色

委 託 先	特 色	留 意 点
地元の産業廃棄物処理事業者 またはその連合体	地元での処理と雇用が基本 地域事情に精通	災害廃棄物取扱経験の有無 品目による得手・不得手
過去に災害廃棄物処理実績の ある事業者（地域外）	実績による経験値が高い 量・スピードへの対応力	廃棄物移送先自治体との調整・協議 地元調整
総合建設業（ゼネコン） またはゼネコン主体のJV	調達力と総合管理力 広い委託可能範囲（解体など）	再委託の制限

4. 自治体の行うべき事務など

(1) 処理責任

災害廃棄物の処理処分を民間事業者へ委託した場合でも、引き渡した廃棄物自体の処理責任は自治体にあることから、自治体にはこれに関して以下の事務を確実にを行う必要がある。

まず、処理先が被災市町村の区域外である場合には、本稿 2 で述べた広域処理の場合と同じく、処理事業者の立地する自治体と協議を行い、内容の通知を行う必要がある。

また、仮置場等から搬出された廃棄物の「追跡・確認調査」を、搬出先が自区域内であるかどうかを問わず実施し、それらが委託先において適正に処理処分されていることを確認することも重要である。

(2) 補助制度と災害査定

自治体の災害廃棄物処理事業は、廃棄物処理法 22 条に基づく国の補助金の対象となる。自治体が災害廃棄物処理事業で民間事業者へ処理を頼った場合においても、補助金に関する要綱に定める基準に適合して支出された金額については補助対象となることから、自治体担当者は環境省の「災害関係業務事務処理マニュアル」を熟読し、事務処理に努める必要がある。また、申請した補助については当然のことながら国の査定を受けることを意識し、適正な執行の根拠を示すことが必要である。

(3) 地元調整

災害時には、行政側も住民側も平常時とは異なった事情を抱える状況となる。その中で生活環境の保全を図りながら迅速に廃棄物処理を進めるため、処理の内容や期間等について地域住民や自治組織に対し丁寧な説明し理解を得ることが求められる。さらに県外事業者等に処理を委託する場合には、その必要性について地元事業者等に理解を得ることも必要となる場合がある。

5. おわりに

自治体はその処理能力を超えた災害廃棄物を抱える事態となった場合、処理の選択肢として民間の能力を活用する方法を取る事例は多い。その際の留意事項はこれまで述べてきたとおり多々あるが、基本的には自治体が一般廃棄物に対する処理責任を負っていることを常に認識し、迅速性、安全性、経済性のバランスに留意しつつ、自治体の限られた人材や施設を補完する復旧復興のための有効な資源として、民間の力を活用することが重要である。